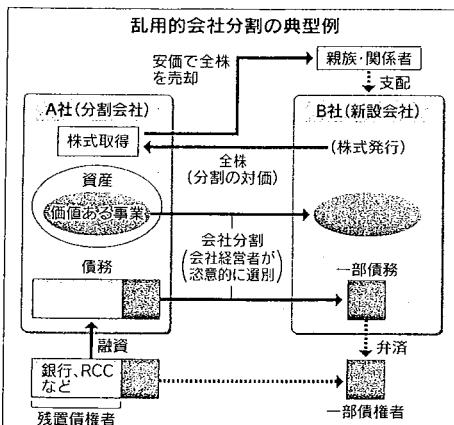


Mondays Nikkei



会社分割の乱用相次ぐ

資産・債務を恣意的選別

企業再編や事業リストラを容易にするため2000年の商法改正で認められた会社分割制度を巡り、乱用もある。悪用を想定しない改正法の不備もあり、性急に改正を繰り返してきた法務・会社法の負の側面との見方もある。法制審議会(法相の諮問機関)では分割条件を厳しくするなどの法改正の検討も始まった。

2月17日の福岡地裁

108

号法廷。小田島靖人裁判官は整理回収機構(RCC)が訴えていた会社分割の案件で、被告に約6億4000万円の支払いを命じる。原告の全面勝訴の判断を下した。

判決など裁判資料によると、乱用的な会社分割は以下のように行われた。

無価値資産だけに

法制審、法改正を検討

条件厳格化など視野に

5つのパチンコ店を経営していたA社は会社を分割し、傘下のパチンコ店4つをそれ4つ的新設会社に割り振り残った1店舗を開鎖した。この結果、A社には無価値な資産しか残らず、ものの殻となってしまった。

分割において事業継続に必要な借入金(例えば買掛金)

は新設会社に移されたが、それ以外の債務は抜け殻状態の



A社に残された。破綻した金融機関などからRCCが引き継いだ多額の債権もA社に遺棄され、債権回収ができなくなった。RCCは本来ならば、新設会社に移された事業で得られた収益からある程度返済を受けられただけに大変な損失だ。

実は、新設会社の経営者はいずれもA社代表者の妻。経営者一族のなかで妻だけが金

融機関に対して連帯保証をしていかなかったため、妻を経営者に据えたものとみられる。

さらに、会社分割後A社は新

設会社の株をすべて保有して

いたが、新設会社の経営者に

いたい妻は1社あたり50万円

といつ安価で売却した。A社

の新設会社への分配権はこの

時点ではなくなり、A社に残つた債権者(残置債権者)の債

権回収は絶望的になつた。

このように会社分割を悪用

する、優良事業を実質的に

支配・統合ながら、過剰債務の削減ができる問題なのは、

新設会社へ移された債権者が

事業の収益から返済を受けられるのに対し、A社に残された債権者は保護対象にならない点だ。

A社に残された債権者平等の

原則が侵されている。

会社分割を具体的に決めるのは誰か。会社法第762条によれば、会社分割を決めた会社(分割会社)に分割計画を作成を求める。第763条は同計画で新設会社へ移す資産、債務、雇用契約その他の権利義務を定

めることでいる。これは分割の方法によっては、新設会社に権利・

義務を移転するには個別に相

対別であることを意味する。

会社の経営者が新設会社に移

す資産、債務などを恣意的に

選別できることが問題となる

要質なのは、会社分割の専

門家とされるごく一部の弁護士が、乱用的な会社分割に協

力し助長していることだ。

こうした状態に手をこまね

ていられない、不利益を被った債権者が訴訟を起こ

す動きが広づている。その

際に難いのは、形式的には

会社法の規定に反しない「乱

用的会社分割」を、どのように

して裁判所に違法と認定さ

せるかだ。原告勝訴の判決で

は、損害を受けた債権者に「詐

害行為取り消し権」の行使を

認めたものがある。

詐害行為取り消し権は、債

権者を害する債務者の行為の

解消を求める組織法上の行為に

は適用されないと法解釈が

有力だった。しかし、10年5

月の東京地裁判決は詐害行為

取り消し権を採用して、被害

者の勝訴を導いた。また信義

則違反を理由に新設会社の

法人格を否認する考え方もあ

り、冒頭のRCC勝訴判決は

この考え方を採っている。

が進んだ。会社分割が企業再編に一定の役割を果たしているのも間違いない。

とはいっても、乱用的な会社分

割が会社法では認められてし

まうといつ法の不備は問題

でも問題意識は高まっている。

会社法の見直し作業を始めた法務審議会に会社分割の

制度を法的に整備されること

も、既存の制度を利用して実

質的に会社を分割することは

可能だった。別会社を設立し

てそこに事業譲渡や現物出

資などを方法だ。

しかし、事業譲渡など従来

の方式では、新会社に権利・

義務を移転するには個別に相

対別で手続きが必要なこと

を意味する。

会社の経営者が新設会社に移

す資産、債務などを恣意的に

選別できることが問題となる

要質なのは、会社分割の専

門家とされるごく一部の弁護士が、乱用的な会社分割に協

力し助長していることだ。

こうした状態に手をこまね

ていられない、不利益を被った債権者が訴訟を起

す動きが広づている。その

際に難いのは、形式的には

会社法の規定に反しない「乱

用的会社分割」を、どのように

して裁判所に違法と認定さ

せるかだ。原告勝訴の判決で

は、損害を受けた債権者に「詐

害行為取り消し権」の行使を

認めたものがある。

詐害行為取り消し権は、債

権者を害する債務者の行為の

解消を求める組織法上の行為に

は適用されないと法解釈が

有力だった。しかし、10年5

月の東京地裁判決は詐害行為

取り消し権を採用して、被害

者の勝訴を導いた。また信義

則違反を理由に新設会社の

法人格を否認する考え方もあ

り、冒頭のRCC勝訴判決は

この考え方を採っている。